

西播磨観光PR動画等制作及びプロモーション業務 仕様書

1 委託業務名

西播磨観光PR動画等制作及びプロモーション業務

2 業務目的

西播磨地域は、風光明媚な海岸、緑豊かな森、中国山地から播磨灘に注ぐ揖保川・千種川など自然に恵まれており、「水」にまつわるスポット、山城、レトロな街並など観光資源が多数ある。令和7年には、大阪・関西万博等大規模なイベントが開催され、国内外から多くの人を訪れることが予想されることから、西播磨地域への観光誘客にとっても非常に大きなチャンスとなる。そこで、西播磨地域の認知度を高め、観光地として選ばれるためには、これらの好機を見据え、自然豊かな西播磨の強みを生かした観光プロモーションを展開し、誘客につなげることが必要である。

以上のことから、本業務では、観光プロモーションを展開していくための動画、ノベルティを制作し、合わせて、今後の戦略的なプロモーション展開に向け、効果や課題等を整理・検証するため、イベント等において、観光プロモーションを実施することを目的とする。

3 委託期間

契約締結日から令和7年2月28日(金)まで

4 スケジュール

令和6年7月下旬	審査結果通知、契約締結
8月上旬～	撮影・編集、ノベルティ作成
10月26日(土)	観光プロモーション実施
令和7年2月中旬	完成物納品
2月下旬	実績報告書提出

5 委託費

4,000,000 円以内（消費税及び地方消費税含む）

6 業務内容

(1) 観光PR動画制作

本業務の目的を達するため、観光客の潜在ニーズを捉え、最適な動画コンセプトを設定の上、西播磨地域の様々な観光資源（自然、食、歴史、文化、体験など）の魅力を、ドローン等効果的な撮影技法を用いて表現した動画を以下のとおり制作すること。

ア 撮影スポットは、西播磨地域への誘客促進に繋がる場所を、15 か所以上提案を行い、委託者と協議の上、決定すること

※西播磨（相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町）の地域バランスを考慮し、各市町最低1か所以上は撮影スポットに含むこと

イ 動画は、内容が異なる3本以上（3～4分程度）制作し、合わせて、ダイジェスト版を1本制作し、動画の時間に応じて最大限のPR効果を得られる構成を組むこと

ウ 動画はスローモーション映像を除き、4K解像度以上で、360度見渡すことが可能な映

像とし、現地にいるかのような臨場感のあるものにすること

エ 国内外のより多くの視聴者に西播磨地域の魅力を伝えるため、没入感のある動画構成、特に最初の10秒に視聴者を引き付ける工夫を凝らし制作を行うこと

オ 訴求効果が見込まれる場合は、字幕や人物起用及びナレーションの有無についても提案を行うこと

カ 字幕及びナレーションを入れる場合は、日本語及び英語の2言語に対応すること

(2) ノベルティ制作

イベントで配布することを想定し、自然豊かな西播磨地域への誘客促進につながるようなノベルティを以下のとおり制作すること。(数量：1,000個以上)

ア 7市町(相生市、たつの市、赤穂市、宍粟市、太子町、上郡町、佐用町)共通の観光資源を活用すること

※例：「水」にまつわるもの、山城等

イ 国内外のさまざまな方々に配布するにふさわしい完成度の高いものであること

ウ 自然豊かな西播磨地域の魅力が伝わるもので、西播磨に訪問するきっかけとなるような工夫をすること

(3) プロモーション業務

今後の戦略的なプロモーション展開に向け、効果や課題等を整理・検証するため、観光プロモーションを実施すること。

ア 「西播磨フロンティア祭 2024」出展に係る業務

日時：令和6年10月26日(土)10:00~15:00

場所：播磨科学公園都市芝生広場 ※屋外

(ア)出展ブースの企画・設営等

出展ブース全体に係る外観やレイアウト、その他必要な物を企画・制作し、ブースを設営すること(出展終了後のブース撤去を含む)。

(イ)出展ブースの運営・管理

当日、出展ブースの全体運営・管理を行うこと。

なお、業務の実施にあたっては、以下の点に留意すること。

- ・出展スペースとして、テント3張(2間×3間/テント)を確保済(数量は調整可)。
- ・長机、パイプ椅子、展示用パネル、電源は、委託者において準備する(各数量は調整可)。
- ・(1)の動画及び(2)のノベルティ制作を見据え、西播磨地域の誘客促進にとって最も効果的と思われるプロモーションを実施すること(ターゲット層を明確にし、観光分野やプロモーションの専門家の知見をふまえること)。
- ・大型モニター(100インチ以上、自立式で屋外でも視認できるもの)を使用すること。

イ 上記イベントでの観光プロモーション実施に加えて、追加でSNS、交通広告、ターゲット広告等その他のプロモーション手法を提案・実施すること。

【動画制作・納品における留意事項】

- ① 撮影場所、時間等を工夫することとし、これらを使用する際に必要となる調整及び撮影許認可等の各種手続きを受託者にて行うこと。
- ② 映像制作にあたっては、季節や天候等の都合により撮影が難しい場合等を除き、新規撮影を原則とする。適当な映像が撮影できなかった場合等には、受託者が所有している映像や借用映像を使用することも可とするが、手続き等は受託者にて行うこと。

- ③ 動画コンテンツに込められた情報の表現力を向上させるため、効果的な音楽や効果音の挿入を行うこと。
- ④ BGM等の音楽素材の使用に関しては、基本的にオリジナルかフリー音源を使用し、著作権の問題が発生しないようにすること。著作権等の許諾が必要な場合の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑤ 出演者を起用する場合は、肖像権等の問題が発生しないものとし、権利処理や、出演料の支払い等の手続きは受託者にて行うこと。
- ⑥ それぞれの動画について、動作確認を2回以上行うものとする。
- ⑦ 動画作成においては、基本的に受託者の設備及び機器を使用すること。なお、屋外での撮影が想定されるため、音声については質の高い音声を記録できるようにすること。
- ⑧ 映像企画・制作におけるディレクションは、観光分野において映像制作実績があり、本県についての知見があるディレクターが担当すること。
(別途提出する「担当ディレクターの類似動画制作業務実績」にて実績を記載し、評価の一部とする。)
- ⑨ 撮影にあたっては、実績のあるカメラマンにて行うこと。
- ⑩ 業務の実施に必要なソフトウェア等についても、受託者が調達し、管理・運用を行うこと。
- ⑪ 業務実施にあたり、受託者はデータの漏洩、データの滅失、事故等の予防に十分留意し、業務の信頼性及び安全性の確保に努めること。
- ⑫ 業務実施による成果物は、全て委託者の権利に属するものとする。
- ⑬ 納品は、以下の2形態にて最適な解像度でおこなうこと。
ア DVD・Blu-ray disc 納品各3セット
イ 動画データの納品1セット
- ⑭ ⑬アの納品は、プレイヤーによる再生可能な形式にて、メニュー画面を用意し、チャプター等で再生時に選択可能な機能を有したものとする。
- ⑮ 動画の縦横比は、使用用途に合わせて、委託者と協議し、決定すること。
- ⑯ 納品物にはそれぞれタイトル等を印字すること。
- ⑰ 本紙に記載のない事項であっても、業務の性質上当然実施しなければならないもの及び業務の遂行に必要な事項はすべて実施するものとし、これを従事者に周知徹底の上、業務遂行に当たること。
- ⑱ トラブル発生時には、迅速な対応により回復を図ること。
- ⑲ 業務の実施に伴い、適用を受ける法令、規定、基準、指針等については、これを遵守し、遺漏のないようにすること。

7 業務実施上の注意事項

(1) 契約の締結

ア 本プロポーザルは受託者の選定を行うものであり、事業内容は委託者と受託者において協議し、契約締結時の仕様書に反映する。

イ 本業務の目的達成のため、委託者の指示により仕様書の内容の追加、変更を行う場合がある。

(2) 業務の進捗管理

本業務の進め方について、受託者は、委託者と密に協議、連絡調整を行い、適切なスケジュール管理を行うこと。

(3) 業務の履行に関する措置

本業務の履行については、委託者の指示に従うこと。

(4) 成果品の利用（二次利用）

本業務の成果品の所有権、著作権、利用権は、委託者に帰属するものとし、委託者は本業務の成果品を期間の制限なく無償で、自ら使用するために必要な範囲内において、あらゆる媒体、手段・方法により公開・放送等に随時利用するとともに、編集・改変を行うことができるものとする。

(5) 業務完了後の瑕疵

業務完了後に、受託者の責任に帰すべき理由による成果品の不良箇所があった場合は、受託者は速やかに必要な訂正、補足等の措置を行うものとし、これに対する経費は受託者の負担とする。

(6) 納品データの安全管理

撮影データ並びに編集データについては、情報漏洩や滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な映像情報の管理、運営措置を講じなければならない。

また、電子媒体によるデータ納品については、ウイルス対策ソフトにより検査した上で納品すること。納品物が納品時点でウイルス感染していることにより、委託者又は第三者が損害を受けた場合は、全て受託者の責任と負担により、原状回復及びその他賠償等について対応すること。

(7) 機密の保持

受託者は本業務を通じて知り得た情報を契約以外の目的に利用し、第三者に提供してはならない。また、本業務に関して知り得た情報の漏洩、滅失、毀損の防止、その他適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。契約終了後も同様とする。

(8) 個人情報の保護

受託者は、本業務を履行する上で個人情報を取り扱う場合、兵庫県個人情報保護条例を遵守しなければならない。

(9) 著作権等の取扱い

この契約により作成される成果物の著作権等の取り扱いを、以下のとおり定める。

ア 本業務において制作された成果品の著作権（著作権法（昭和45年5月6日法律第48号）第21条から第28条までに規定する権利）は、契約期間に関わらず、兵庫県西播磨県民局に帰属する。

イ 兵庫県西播磨県民局は、著作権法第20条（同一性保持権）第2号第3号又は第4号に該当しない場合においても、本業務目的の範囲において、仕様書等で指定する物件を改変し、また任意の著作者名で任意に公表することができるものとする。

ウ 兵庫県西播磨県民局の書面による事前の同意を得なければ、著作権法第18条及び第19条を行使することができないものとする。

(10) 第三者の権利侵害の禁止

本業務の履行に関し、第三者の肖像権、所有権、著作権を侵さないこと。また、第三者との間に著作権等に係る権利侵害の紛失等が生じた場合は、責任及び負担において対応し、兵庫県西播磨県民局は責任を負わないものとする。

(11) 再委託

受託者は、委託者が認めた場合に限り、業務の一部を再委託することができる。

(12) その他

ア 受託者は、業務の実施に関して、この仕様書に記載のない事項又は業務の実施に関して疑義が生じた場合は、兵庫県西播磨県民局と協議し、その指示に従うこと。

イ 受託者は、委託業務の終了後、実績報告書を作成し、兵庫県西播磨県民局に提出すること。